19　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるもの又は会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍・設立国等、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍等を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

21　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）